

金融犯罪の防止について

当金庫では、お客様に安心してお取引いただけるよう、社会問題化している金融犯罪に対するさまざまな取組みを実施しております。

≫ 生体(指静脈)認証機能付 ICキャッシュカードの取扱い開始

平成19年7月9日より、生体認証機能付ICキャッシュカードの取扱いを開始しております。

生体(指静脈)情報をあらかじめICチップに登録することで、生体認証対応ATMでは「登録者ご本人であること」「真正なカードであること」の2点をチェックします。これにより、より高い安全性を確保することができます。

また、平成21年4月1日より同キャッシュカードにクレジット機能を付けた「熊本第一VISA一体型ICキャッシュカード」を九州の信用金庫で初めて導入しました。



≫ 類推されやすい暗証番号のチェック機能と暗証番号変更機能

キャッシュカードの盗難や偽造などによる不正利用防止のため、生年月日や電話番号など、他人に類推されやすい暗証番号をご利用されているお客様に対して、暗証番号の変更を呼びかける「注意メッセージ出力機能」をATMに追加しております。

また全店舗のATMで、いつでも暗証番号の変更ができます。



生体認証機能付ICキャッシュカード

≫ 偽造・盗難キャッシュカード等による被害補償

当金庫では、これまでもお客様の偽造・盗難キャッシュカード等被害に対して、現状の規定の中で真摯に対応しておりましたが、「偽造カード等および盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(預金者保護法)が平成18年2月10日から施行されたことを受け「キャッシュカード規定(個人用)」を改正し、原則としてお客様の被害額を補償いたします(補償の対象となる期間は、当金庫に被害を通知した日から遡って原則30日までです)。

ただし、お客様に「重大な過失」があった場合は、偽造・盗難カード被害とも補償いたしかねる場合があります。また、お客様に「過失」があった場合は盗難カード被害は75%の補償となります。

	重大な過失	過失
偽造カードによる被害	補償されません	全額補償
盗難カードによる被害	補償されません	原則75%補償

≫ ATMでの支払限度額変更

ATMによるご利用限度額について、不正利用による被害拡大防止のため、1日あたりのカードご利用限度額を設けるとともに、お客様からのお申し出により、限度額を引下げることができます。

カード	ATM	IC未対応	IC対応	生体認証対応
磁気カード		100万円	100万円	100万円
ICカード		100万円	200万円	200万円
生体認証付ICカード		100万円	200万円	1,000万円

(初期設定限度額)

≫ キャッシュカード、通帳等の盗難・紛失のお届けを365日、24時間受付

万が一、お客様にキャッシュカード等の盗難・紛失が発生した場合、24時間いつでも対応できる体制を整えております。

曜日	受付時間	受付先	電話番号
平日	8:30~17:00	各お取引店	各お取引店の電話番号
	17:00~翌朝8:30	信金事故届け受付センター	096-319-1430
土・日・祝日	終日		